

令和 6年 4月15日

江津市内小中学校 保護者の皆様へ

江津市教育委員会
(学校教育課)

学習用タブレットパソコンの持ち帰り利用について

江津市では、児童生徒一人一台配備した学習用タブレットパソコンの活用について、これまで、**オフライン（インターネットに接続しない状態）**での家庭利用を中心として持ち帰り利用を行ってきたところです。

今後は、学習成果を一層向上させるため、**オンライン（インターネットに接続した状態）**による家庭での学習利用【平時を含む】を想定した準備を進めていきたいと考えております。

これにより、ご家庭において下記「家庭学習例」にあるNHKforSchoolの視聴やAIドリル（今年度導入予定）を活用することができ、特にAIドリルでは、お子様一人一人に合った問題をAIが判断して出題し、繰り返し学習することで、学習効果が上がることが期待できます。

つきましては、Wi-Fi環境のあるご家庭においては、持ち帰ったタブレットパソコンをWi-Fiに接続させ、下記「家庭学習例」などを参考に、お子様と一緒にインターネット接続を試してみていただきたいと思います。

接続方法については、別紙「無線LAN（Wi-Fi）接続方法」により対応をお願いいたします。

なお、Wi-Fi環境のないご家庭につきましては、モバイルWi-Fiルーター機器の貸出しを行うこととしていますので、別紙「江津市モバイルWi-Fiルーター貸出のご案内」を参考にいただき、貸与希望を学校にお伝えください。

また、タブレットへの充電もご家庭で行うこととなります。

お手数をおかけすることとなりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

1. タブレットパソコン（Wi-Fi接続時）を用いた「家庭学習例」について

◇タブレットドリルの利用（今後AIドリル（navima）を導入する予定です。）

・国語、算数（数学）、社会、理科、外国語を使用できます。

◇NHKforSchoolの視聴

◇Webサイトを利用した情報収集

◇Webサイト上の学習教材の利用

・インターネットの接続については、ログ管理を行っています。

・フィルター設定により有害なサイト及び一部サイト（ブログアプリ、Youtubeなど）は閲覧できません。

・閲覧可能時間は7:00～22:00です。夜間（22:00～7:00）は使用できません。

◇Word、Excel、PowerPoint、SKYMENU等を用いての資料作成や課題解答

2. 家庭での利用について

◇「タブレットパソコンを使うときの5つの約束（改訂版）」を学校にて説明しております。

ご家庭では、使用場所や時間等のルールをお子様と決めてから使用するようお願いいたします。

◇アプリのダウンロード、インストールは行わないでください。

◇デスクトップ画面の設定変更は行わないでください。

◇Wi-Fi接続による通信費や関連機器の購入に係る費用はご家庭での負担となります。

◇学習用に整備されたものです。適切に利用するよう家庭においてもご指導ください。

【お問い合わせ】

江津市教育委員会 学校教育課 Tel 52-7495

学習用タブレットパソコンを使うときの5つの約束(小学校)

学びを深めたり、学校生活を豊かにしたりできるように、国や江津市の税金を使ってみなさん一人一人にタブレットパソコンを貸し出すことにしました。これからの未来で必要な力をつけるために、きっと役立ちます。しっかり約束を守りながら学習で使ってください。

① タブレットパソコンを大切にします。

- ・「なくした」「こわしてしまったかもしれない」と思ったら大人(保護者、先生)に伝えます。
- ※水がかかる場所、高温(長い時間日光が当たる など)になる場所では使用しません。
- ・学校以外の場所(自宅をふくむ)で使う時は、カバンなどに入れて運びます。

② 大人と約束した時間と場所で、学習のために使います。

③ 自分だけの特別な数字や記号【ID、パスワード】は、人に教えず秘密にします。

④ インターネットの「便利さ」「こわさ」を知ったうえで使います。

◇「便利さ」とは

- ・自分が知らないたくさんの情報を集められること
- ・世界中の人々とつながること

◇「こわさ」とは

- ・使い方によっては、人を傷つけてしまうこと
- ・いやな気持ちになるサイトがあること
- ・すべてが正しい情報であるとはかぎらないこと
- ・あなたを苦しめたり、だまそうとしたりする悪い人がいること

※あやしいサイトを見たり、ダウンロードしたりするとネットウィルスに感染しタブレットパソコンが使えなくなることもあります。そのためアプリケーションの追加、ファイルダウンロードなどは、勝手に行いません。

- ・情報や画像をインターネットの世界に一度流すと取り返せないこと
- ・文章や画像には作った人や写っている人の権利(著作権、肖像権)があること
- ※許可なく使うと責任が問われることもあります

⑤ 健康に気をつけて使います。

- ・よい姿勢で使い、目は画面と30cm以上はなします。
- ・長い時間使うことはやめます。30分間に1回(20秒間以上)遠くを見て目を休ませます。
- ※むずかしい言葉は、大人におしえてもらいましょう。

保護者様へのお願い

本約束を守っての破損・故障は、費用負担を求めることはいたしません。しかし、故意による破損、紛失、盗難については、費用負担を求める場合がありますことをご留意願います。

江津市モバイル Wi-Fi ルーター貸出のご案内

江津市教育委員会

江津市では、現在市内小中学校のすべての子どもに学習者用タブレットパソコンを提供しています。活用が進む中で、タブレットパソコンを家に持ち帰り、オンライン利用（インターネットに接続すること）する学校も増えてきました。市内の学校に通うすべての子どもがオンライン利用できるように、令和6年度より希望するご家庭を対象に「モバイル Wi-Fi ルーター」を無料で貸し出す（通信費は別）こととしました。通信環境確保の手段の一つとしてぜひご活用ください。

◇誰が借りられるの？

お子様が江津市立小中学校に在籍し、ご家庭での通信環境がないなど、モバイル Wi-Fi ルーターの貸与を希望する方

◇借りられる期間は？

貸与が決定した日から、その年度の末日までです。ただし、延長もできます。江津市外に転出する時や卒業する時、また、ご家庭にインターネット環境を整備した場合などは在籍校に返却してください。（返却時には、契約した SIM カードの取り外しをお願いします。）（使用しない場合はカードの解約も必要です。）

◇借りるのにお金はかかるの？

モバイル Wi-Fi ルーター本体のレンタル料はかかりません（保護者負担はありません）。

ただし、モバイル Wi-Fi ルーターだけでは通信ができないため、別途各ご家庭で SIM カードを用意いただく必要があります。SIM カードの契約、利用には別途料金がかかります（保護者負担があります）。

※就学援助を受けている方には別途通信費を補助します。

◇どうやって借りるの？

モバイル Wi-Fi ルーターの貸し出しを希望する方は、貸与申請書を提出ください。

◇SIM カードの契約とは？

☆SIM カードとは、スマホやタブレット、モバイル Wi-Fi ルーターに挿入することでデータ通信等が行えるようになる小型のカードのことです。

☆契約はどこですればいいのか？

携帯電話会社の他、インターネットで「SIM カード 契約」と検索するとたくさんのプランが出てきますので、ご家庭にあったプランでの契約をお願いします。

なお、SIM カードにはいくつか種類があります。貸出するモバイル Wi-Fi ルーター(FUJISOFT 社 FS030W)に対応するのは「micro SIM カード」ですが、一部の micro SIM カードでは Wi-Fi ルーターに対応していないものもありますので、契約の際はお間違えのないようにお願いします。また、SIM カードの取り付け及び初期設定は保護者で行ってください。

◇Q & A

Q1. 貸出するモバイルWi-Fi ルーターは何？

→FUJISOFT 社の FS030W です。※SIM フリーのルーターです。

Q2. モバイルWi-Fi ルーター返却後の通信費はどうなる？

→通信に係る契約、通信料の負担は各ご家庭でお願いします。モバイルWi-Fi ルーターを返却する際は、SIM カードの解約を忘れないようにしてください（プリペイドによる契約の場合など解約手続きが必要ない場合もあります）。

Q3. きょうだいがいる場合はどうしたらいい？

→原則として、各ご家庭に1台の貸し出しとなりますので、きょうだいのどちらかで申請書を提出ください。なお、モバイルWi-Fi ルーター1台あたり同時に最大15台までタブレット端末を接続することができます。

Q4. 家庭学習で使う通信量は何ギガ？

→現時点で家庭学習（オンライン授業などのための配信アプリを利用しない場合）に必要な通信量は、1か月1～3GB（ギガバイト）を想定しています。ただし、オンライン授業を実施する場合は1か月10GB（ギガバイト）程度必要になると想定されます。※いずれもあくまでも目安です。

また、スマートフォンをご使用でしたら、ご契約の回線内容次第ですが、テザリング機能で接続することができます。

Q5. 家庭にある他の機器を接続してもいいの？

→モバイルWi-Fi ルーターは、児童・生徒の皆様がご家庭での学習を行うことを目的として貸し出しているものです。江津市から貸出ししている学習用タブレット以外の機器を接続したり、学習以外の目的で利用したりすることのないよう、お子様にご指導ください。

Q6. モバイルWi-Fi ルーターを破損、紛失したらどうすればいいの？

→モバイルルーターを破損、紛失した際は教育委員会に速やかにご連絡ください。元の状態での返却が不可能になった際は、機器の修理や再購入等の費用負担をお願いする可能性があります。取り扱いには十分注意してください。

これを機に、各ご家庭に「通信環境（Wi-Fi）整備」をしませんか？

今後、タブレットをご家庭に持ち帰り、家庭学習をする機会が増えてきます。そこで必要となるので通信環境（Wi-Fi）整備です。ご家庭に環境がない方は、この機会に整備を検討してみてもいかがでしょうか。現在、県内の公立高校においては日常的にタブレット端末を持ち帰り、学習に活用しています（令和4年度新入生から）。通信環境（Wi-Fi）整備について、詳しくはインターネットで「Wi-Fi 契約」と検索してみてください。

※Wi-Fi とは・・・無線（物理的なケーブルなし）でネットワークにつながること

◇問い合わせ先◇

江津市教育委員会 学校教育課（0855-52-7495）